諮問番号:個人情報保護諮問第9号

答申番号:川情審查個情答申第8号

答申

第1 審査会の結論

川口市長が〇〇〇〇氏に対し、令和元年7月12日付で行った保有個人情報 部分開示決定は妥当である。

第2 審査請求及び諮問に至るまでの経緯

- 1 ○○○○氏は、同氏が成年後見人を務める成年被後見人○○○氏(以下「本人」という。)の法定代理人(以下「本人の法定代理人」という。)として、2 019年7月12日付で、川口市個人情報保護条例(以下「条例」という。)第14条第1項に基づき、条例上の実施機関である川口市長(以下「実施機関」という。)に対し、
 - 「・○○○氏について(○月○・○日)の事故の特別介護老人ホーム○○○ ○から川口市へ提出した事故速報と経過報告
- ・川口市の当該施設に対する確認、助言、指導の経緯についての内部報告書」 の開示を請求した。
- 2 上記開示請求に対し、実施機関は、令和元年7月12日付で、請求人の開示請求に係る保有個人情報の記録の名称及び内容を「特別養護老人ホーム〇〇〇〇本人に関する〇年〇月〇日の事故速報及び添付書類(〇〇〇〇様経過観察報告書、受診報告書、看護指示・依頼書、測定原理および測定結果の判定法、経過記録、看護記録、その他経緯が記載されたもの、〇〇〇様の後見人様との面談について、苦情・相談記録票)」と特定し、

開示しない部分を

- 「1 ・その他経緯が記録されたもののうち、心臓呼吸器病院の担当者名
 - ・苦情・相談記録票のうち、埼玉県国保連合会の担当者名
 - 2 その他非開示部分すべて」、

開示しない理由を

- 「1 個人情報保護条例第16条第3号に該当し、開示請求者以外の者に関する情報であって、開示することにより、当該開示請求者以外の者の正当な権利利益を害するおそれがあるため。
 - 2 ・個人情報保護条例第16条第3号に該当し、開示請求者以外の者の 所感及び評価等に関する情報であって、開示することにより、当該開 示請求者以外の者の正当な権利利益を害するおそれがあるため。
 - ・個人情報保護条例第16条第5号に該当し、当該情報が開示されることにより正確な事実の把握が困難となる等事務事業の遂行に支障を来すおそれがあるため。」

とし、上記開示しない部分以外の部分を開示する部分開示決定(以下「本件部分開示決定」という。)を行った。

- 3 本人の法定代理人は、令和元年7月17日、実施機関に対し、本件部分開示 決定について審査請求をした(以下、本人を「審査請求人」といい、本人の法 定代理人を「審査請求人法定代理人」という。)。
- 4 上記審査請求に対し実施機関は、令和元年8月2日、条例第30条第1項に 基づき、当審査会に諮問した。

第3 審査関係人の主張等

- 1 審査請求人法定代理人は、本件部分開示決定について、非開示部分のすべての開示を求めるともに、実施機関が審査請求人法定代理人の開示請求に係る保有個人情報として特定したもの以外に公の記録があれば速やかに開示することを求め、審査請求の理由等として、要旨次のとおり主張した。
 - (1) 平成〇年〇月〇日から〇月〇日未明にかけて起こった施設内の〇〇〇〇 氏への対応が適切であったか否か、なぜ、体調の異常について速やかに家 族に連絡がなかったのかを知るために情報開示請求を行った。
 - (2) 令和元年6月12日に施設から川口市(介護保険課)への事故報告書の開示請求を、同月24日に川口市がどう施設に対応したのかについての苦情・相談書の開示請求をしたのに、同年7月12日の本件部分開示決定まで時間を必要とした理由は何か。
- (3) 本件部分開示決定では、経過の部分に個人名と考える部分だけではなく、

長い文章に黒塗りがあり、全容を知ることができない。特に副施設長が川口市介護保険課にどう証言したのか、また施設長が令和元年5月8日に川口市介護保険課に何を報告したのかの情報がすべて黒塗りで伏せられている。部分開示文書内の黒塗りの部分の全ての開示を求める。

- (4) 開示請求に係る文書は、本当にこれだけなのか。施設から川口市への事故報告書は、本件部分開示決定に係る文書の他にはなかったのか。審査請求人法定代理人は、令和元年5月の連休明け1週間経過後に川口市介護保険課職員に電話をしたが、今回開示されている部分には、その時の同職員の発言内容に関わる事実を確認できるものが存在していない。今回の件で公の記録があるのであれば、速やかに開示してほしい。
- (5) 審査請求人法定代理人が令和元年7月12日に本件部分開示決定に係る 文書の写しを受取りに行ったとき、審査請求の仕方の詳細の説明を求めた のに軽く流したのはなぜか。
- (6) 本人が91歳の要介護5の女性であることから、できるだけ情報公開は引き延ばして消極的に処理をしたいという意図がなかったのかどうか、誠意がないと煩いクレーマーぐらいに思われているのではないかと不審に思っている。
- 2 実施機関は、令和元年8月2日付で弁明書を提出し、実施機関が部分開示 した文書以外に請求人の開示請求に係る文書は存在しない旨主張するととも に、開示しない理由について弁明した。
- 3 審査請求人法定代理人は、令和元年8月14日付で反論書を提出し、実施機関の不開示理由の根拠について疑問を呈した。
- 4 実施機関は、令和元年12月9日付で弁明書(補足)を提出し、別紙1及 び別紙2のとおり、不開示理由を補足した。
- 5 審査請求人法定代理人は、令和元年12月21日付で反論書を提出し、実施機関が条例第16条第3号又は第5号に該当すると判断する根拠(第5号については、だれのどんな時の業務の阻害にあたるのか)を明らかにするよう求めた。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のとおり審議を行った。

年月日 経過

令和元年8月22日 実施機関からの意見聴取

令和元年10月8日 審査請求人法定代理人による口頭意見陳述

令和元年11月5日 実施機関からの意見聴取

令和元年12月24日 書面審査

令和2年2月3日 書面審査

令和2年3月24日 書面審査

令和2年7月6日 書面審査

令和2年8月3日 書面審査

第5 審査会の判断

当審査会は、審査の結果、以下のとおり判断する。

- 1 実施機関は、本件部分開示決定についての不開示理由について、保有個人情報部分開示決定通知書、弁明書及び弁明書(補足)で記載しているが、弁明書(補足)に記載した不開示理由が実施機関の最終的な不開示理由であると認められるので、以下、実施機関が部分不開示とした文書ごとに、実施機関の不開示理由について判断する。
- 2 「その他経緯が記載されたもの」の不開示部分の不開示理由について
 - (1) 「その他経緯が記載されたもの」の1枚目18行目及び23行目の各不開示部分には、記録者が審査請求人法定代理人の言動について感じたこと (実施機関は、これを「所感」と言っていると思われる。)が記載されている。当該各不開示部分を開示した場合には、記録者が感じたことの当否が問題とされるおそれが生じ、記録者の正当な権利利益を害するおそれがあると認められる。よって、当該各不開示部分は、条例第16条第3号に該当すると認められる。

また、当該各不開示部分が記載された記録は、施設から任意に提供されたものであるので、これを開示した場合には、今後当該施設から任意の資料の提供が行われなくなり、事務又は事業の適正な遂行に支障を来すおそれがあると認められる。よって、当該各不開示部分は、条例第16条第5

号に該当すると認められる。

(2) 「その他経緯が記載されたもの」の1枚目24行目の不開示部分には、 記録者が、施設長一人で対応した場合について、記録者が感じたことが記載されている。当該不開示部分を開示した場合には、記録者が感じたこと の当否が問題とされるおそれが生じ、記録者の正当な権利利益を害するお それがあると認められる。よって、当該不開示部分は、条例第16条第3 号に該当すると認められる。

また、当該不開示部分が記載された記録は、施設から任意に提供されたものであるので、これを開示した場合には、今後当該施設から任意の資料の提供が行われなくなり、事務又は事業の適正な遂行に支障を来すおそれがあると認められる。よって、当該不開示部分は、条例第16条第5号に該当すると認められる。

- (3) 「その他経緯が記載されたもの」の2枚目5行目の不開示部分には、心臓呼吸器病院医療ソーシャルワーカーの個人名が記載されている。当該不開示部分を開示した場合には、同病院を訪問して審査請求人の状態についての説明を求めた施設職員に対応した医療ソーシャルワーカーがだれかが明らかになり、同ソーシャルワーカーの対応の内容いかんが問題とされるおそれが生じる。したがって、当該不開示部分を開示した場合には、同ソーシャルワーカーの正当な権利利益を害するおそれがあると認められる。よって、当該不開示部分は、条例第16条第3号に該当すると認められる。
- (4) 「その他経緯が記載されたもの」の2枚目11行目の不開示部分には、 苦情解決第三者委員の○○○氏が、審査請求人法定代理人に対する施設 側の対応の詳細について施設職員から説明を受けた時に述べた言葉が記載 されている。その言葉は、客観的事実について述べたものではなく、○○○氏が抱いた主観的な印象について述べたものであり、当該不開示部分を開示した場合には、○○○氏が抱いた印象の当否が問題とされるおそれが生じる。したがって、当該不開示部分を開示にした場合には、○○○○氏の正当な権利利益を害するおそれがあると認められる。よって、当該不開示部分は、条例第16条第3号に該当すると認められる。

また、当該不開示部分が記載された記録は、施設から任意に提供されたものであるので、これを開示した場合には、今後当該施設から任意の資料の提供が行われなくなり、事務又は事業の適正な遂行に支障を来すおそれがあると認められる。よって、当該不開示部分は、条例第16条第5号に該当すると認められる。

- 3 「苦情・相談記録票」の不開示部分の不開示理由について
 - (1) 「苦情・相談記録票」の1枚目裏面1行目の不開示部分には、埼玉県国保連合会職員の個人名が記載されている。当該不開示部分を開示した場合には、審査請求人法定代理人が同連合会に連絡した内容について、川口市介護保険課に電話して報告した同連合会職員がだれかが明らかになり、同職員の連絡内容いかんが問題とされるおそれが生じる。したがって、当該不開示部分を開示にした場合には、同職員の正当な権利利益を害するおそれがあると認められる。

よって、当該不開示部分は、条例第16条第3号に該当すると認められる。

(2) 「苦情・相談記録票」の2枚目裏面のうち、4月26日の欄の不開示部分には、副施設長が任意に話した施設内における同人に関する出来事が同人の個人的な意見・評価をまじえて記載されている。当該不開示部分を開示した場合には、副施設長の個人的な意見・評価の当否が問題とされるおそれが生じる。したがって、当該不開示部分を開示した場合には、副施設長の正当な権利利益を害するおそれがあると認められる。よって、当該不開示部分は、条例第16条第3号に該当すると認められる。

また、当該不開示部分に記載されている情報は、副施設長から任意に提供されたものであるので、これを開示した場合には今後同人から任意の情報の提供が行われなくなり、事務又は事業の適正な遂行に支障を来すおそれがあると認められる。よって、当該不開示部分は、条例第16条第5号に該当すると認められる。

(3) 「苦情・相談記録票」の2枚目裏面のうち、5月8日の欄の不開示部分には、施設長が介護保険課に電話をしてきた際に、同課職員が施設長に案件の 進捗について尋ねたのに対し施設長が話した内容が記載されている。当該部 分には、施設長自身の行動や施設長が得た情報が記載されているが、これらの情報は施設長が第三者に開示されることを予期しないで提供した情報であるので、当該不開示部分を開示した場合には、施設長の正当な権利利益を害するおそれがあると認められる。よって、当該不開示部分は、条例第16条第3号に該当すると認められる。

また、当該不開示部分に記載されている情報は、施設長から任意に提供されたものであるので、これを開示した場合には今後同人から任意の情報の提供が行われなくなり、事務又は事業の適正な遂行に支障を来すおそれがあると認められる。よって、当該不開示部分は、条例第16条第5号に該当すると認められる。

(4) 「苦情・相談記録票」の4枚目表面1行目及び11行目の不開示部分には、 埼玉県国保連合会職員の個人名が記載されている。当該不開示部分を開示した場合には、審査請求人法定代理人が同連合会に連絡した内容について、川口市介護保険課に電話して報告した同連合会職員がだれかが明らかになり、同職員の連絡内容いかんが問題とされるおそれが生じる。したがって、当該不開示部分を開示した場合には、同職員の正当な権利利益を害するおそれがあると認められる。

よって、当該不開示部分は、条例第16条第3号に該当すると認められる。

- 4 以上のとおり、本件部分開示決定において実施機関が不開示とした部分は、いずれも条例第16条第3号又は同条第5号に該当すると認められる。
- 5 審査請求人法定代理人は、本件部分開示決定に係る文書以外にも開示請求 に係る文書があるのであれば開示するよう求めるが、本件部分開示決定に係 る文書以外にも開示請求に係る文書があるとは認められない。
- 6 審査請求人法定代理人は、以上のほか、実施機関が本件部分開示決定まで時間を必要とした理由や審査請求人法定代理人が令和元年7月12日に審査請求の仕方の詳細の説明を求めたのに対し軽く流した(職員が真摯に対応しなかったとの趣旨と思われる。)理由等の説明を求めるが、これらの事由は、いずれも、本件部分開示決定における非開示部分の開示を求める理由となり得るものではない。

7 よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

令和2年8月3日

川口市情報公開·個人情報保護等審査会

委員(会長) 馬 橋 隆 紀

委員 飯塚 肇

委員 田村泰俊

(1) その他経緯が記載されたもののうち、心臓呼吸器病院の担当者名及び 苦情・相談記録票のうち、埼玉県国保連合会の担当者名について

文書名	不開示箇所	不開示理由
その他経緯 が記載され たもの 2枚目	5 行目	当該不開示部分は、医療ソーシャルワーカーの個人名が記載されており、開示することとなると、施設側の来院に対応した特定の個人が明らかとなり、当該医療ソーシャルワーカーの正当な権利利益を害するおそれがあるため、条例第16条第3号に該当し、不開示とするもの。
苦情・相談 記録票 1枚目 裏面	1行目	当該不開示部分は、埼玉県国保連合会の職員の個人名が記載されており、開示することとなると、市に本件について連絡を行った特定の個人が明らかとなり、当該埼玉県国保連合会の職員の正当な権利利益を害するおそれがあるため、条例第16条第3号に該当し、不開示とするもの。
苦情・相談 記録票 4枚目 表面	1 行目及び 11行目	当該不開示部分は、埼玉県国保連合会の職員の個人名が記載されており、開示することとなると、市に本件について連絡を行った特定の個人が明らかとなり、当該埼玉県国保連合会の職員の正当な権利利益を害するおそれがあるため、条例第16条第3号に該当し、不開示とするもの。

(2) その他非開示部分すべてについて

文書名	不開示箇所	不開示理由
その他経緯 が記載され たもの 1 枚目	18行目	当該不開示部分は、本件記録を行った開示請求者以外の者の開示請求者の法定代理人に対する個人的な所感が記載されており、開示することとなると、本人に開示されることを予期していない当該所感が明らかとなり、開示請求者以外の者の正当な権利利益を害するおそれがあるため、条例第16条第3号に該当し、不開示とするもの。 また、当該不開示部分は、施設より任意に提供を受けた資料の内容であり、開示することとなると、施設の職員の個人的な所感等が開示されることをおそれ、今後、施設より地域を対しており、のであることをおそれ、今後、施設より地域を対しており、のであることをおそれ、今後、施設より地域を対しており、のであることをおそれ、今後、施設より地域を対しており、のであることをおそれ、今後、施設より地域を対している。
	2 4 行目	において正確な事実の把握が困難となることから、苦情処理事務等の遂 行に支障を来すおそれがあるため、条例16条第5号に該当し、不開示 とするもの。
その他経緯 が記載され たもの 2 枚目	11行目	当該不開示部分は、苦情解決第三者委員の本件事案に対する個人的な所感が記載されており、開示することとなると、第三者に開示されることを予期せず、述べられた当該所感が明らかとなり、苦情解決第三者委員の正当な権利利益を害するおそれがあるため、条例第16条第3号に該当し、不開示とするもの。 また、当該不開示部分は施設より任意に提供を受けた資料の内容であり、開示することとなると、施設が記録した個人の所感等が開示されるり、開示することとなると、施設が記録した個人の所感等が開示されることをおそれ、今後施設より適切な資料提供がなされなくなり、市において正確な事実の把握が困難となることから、苦情処理事務等の遂行に支障を来すおそれがあるため、条例第16条第5号に該当し、不開示とするもの。
苦情・相談 記録票	4/26の 記録内 不開示 部分	当該不開示部分は、副施設長が施設内における自身に関する出来事について、個人的な所感を交えて市に話をした内容の記録であり、開示することとなると、副施設長に関する個人的な出来事やその所感が明らかとなり、副施設長の正当な権利利益を害するおそれがあるため、条例第16条第3号に該当し、不開示とするもの。また、当該不開示部分は副施設長が任意に市に対して行った情報提供の内容であり、当該不開示部分を開示することとなると、副施設長が任意に市に協力し、提供した内容が明らかとなってしまい、任意に協力し提供した内容が開示されることをおそれ、今後施設より適切な情報提供がなされなくなり、市において正確な事実の把握が困難となることから、苦情処理事務等の遂行に支障を来すおそれがあるため、条例第16条第5号に該当し、不開示とするもの。
2枚目裏面	5/8の 記録内 不開示 部分	当該不開示部分は、施設長が自身の行動や、それによって得た情報を 市に対して提供した内容であり、開示することとなると、第三者に開示 されることを予期せずに市に対して提供した情報の内容が明らかとな り、施設長の正当な権利利益を害するおそれがあるため、条例第16条 第3号に該当し、不開示とするもの。 また、当該不開示部分は、施設長が任意に市に対して行った情報提供 の内容であり、開示することとなると、第三者に開示されることを予期 せず、任意に市に対して協力し、提供した内容が明らかとなってしま い、任意に協力し提供した内容が開示されることをおそれ、今後施設よ り適切な情報提供がなされなくなり、市において正確な事実の把握があ 難となることから、苦情処理事務等の遂行に支障を来すおそれがあるた め、条例第16条第5号に該当し、不開示とするもの。